山口県	58,000トンの内数
福岡県	58,000トンの内数
佐賀県	58,000トンの内数
長崎県	58,000トンの内数
熊本県	58,000トンの内数
鹿児島県	58,000トンの内数

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
うるめいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業	58,000トンの内数
うるめいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業	58,000トンの内数

第七　かたくちいわし太平洋系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

107,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	107,000トンの内数
青森県	107,000トンの内数
岩手県	107,000トンの内数
宮城県	107,000トンの内数
福島県	107,000トンの内数
茨城県	107,000トンの内数
千葉県	107,000トンの内数
神奈川県	107,000トンの内数
静岡県	107,000トンの内数
愛知県	107,000トンの内数
三重県	107,000トンの内数
和歌山県	107,000トンの内数
徳島県	107,000トンの内数
愛媛県	107,000トンの内数
高知県	107,000トンの内数
大分県	107,000トンの内数
宮崎県	107,000トンの内数

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
かたくちいわし太平洋系群大中型まき網漁業	107,000トンの内数
かたくちいわし太平洋系群その他大臣許可漁業	107,000トンの内数

第八　まだい日本海西部・東シナ海系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

6,730トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
鳥取県	6,730トンの内数
島根県	6,730トンの内数
山口県	6,730トンの内数
福岡県	6,730トンの内数
佐賀県	6,730トンの内数
長崎県	6,730トンの内数
熊本県	6,730トンの内数
鹿児島県	6,730トンの内数

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだい日本海西部・東シナ海系群大中型まき網漁業	6,730トンの内数
まだい日本海西部・東シナ海系群沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業	6,730トンの内数
まだい日本海西部・東シナ海系群その他大臣許可漁業	6,730トンの内数